

2011年3月6日

日本における CSR と ISO26000

出見世 信之（明治大学）

1. はじめに

日本では、2003年を CSR 元年とし、その年以降、CSR に対する関心や報道が急速に増加したとする見方がある。確かに、有力経営者団体の経済同友会の『第15回企業白書』の中で、企業が信頼構築と持続的に価値を創造する上で、CSR が重要であることが確認され、一部の日本企業において、リコーや東芝などで CSR 室や CSR 委員会などの担当部署が設置され、CSR レポートの公表がソニーなどの一部の企業で始まっている。日本経済新聞社や朝日新聞社などのメディアも、CSR に関するランキングを公表したり表彰制度を設けたりし、また、政府においても、経済産業省、厚生労働省、環境省が研究会や委員会を設置し、CSR に関する報告書等を発表している。

しかしながら、日本においては、それ以前から CSR への関心が存在している。たとえば、先の経済同友会は、1956年に「経営者の社会的責任の自覚と実践」という声明を出し、企業は社会の公器であり、自己利益のみを追求することが否定され、経済・社会との調和することが必要であることを経営者に説いている。また、1960年代以降の公害問題を契機として、CSR への関心が高まり、経営者団体ばかりでなく、日本経営学会のような学術組織においても CSR の問題が取り上げられていたのである。1980年代後半からは、米国に進出した日本企業により、米国の社会から求められた、各種ボランティア活動や大学への寄付講座などの社会貢献活動が日本に伝えられ、そうした活動への関心を高めている。そして、1990年代以降になると、大企業の不祥事が相次いで発覚したことを受けて、企業倫理への関心が高まり、企業倫理への取り組みが行われている。そうした状況を経て、2003年以降、CSR への関心が日本の企業社会の中で高まったのである。

CSR は、企業と社会との相互作用により影響を受けることになるが、社会が企業に対してどのような期待や要請をしているかにより、その内容が異なることになる。日本では、企業及び企業家は、明治維新以降の経済発展の担い手、そして、第2次世界大戦の敗戦後の経済復興の担い手として大きな役割を果たしていると考えられている。たとえば、明治時代の企業家である渋沢栄一は、東京証券取引所や銀行制度の整備に貢献する一方で、「商工業者の実力は、国家の地位を高進する」とか「事業が正業であるならば公益と私利は一致する」などの言葉を残し、私的な利益を追求することは公的な利益に反するものではなく、経営者の能力が国家の地位を向上させるものであると述べている。パナソニックの創業者である、松下幸之助にも同様の考え方が見られ、「水道哲学」として品質のよい製品を安価で大量に製造・販売し、豊かな社会にしたいという考えを示している。企業の発展と日本経済の発展を同一次元で捉えられてきたばかりでなく、多くの企業が日本社会全体を豊かにする存在として認識されてきたのである。それゆえ、現在においても、日本の大企業の中には「本業中心の CSR」「事業活動を通じた社会への貢献」を掲げているところが少

なくない。

これは、単なる社会貢献活動として CSR を狭くとらえるのではなく、法律の遵守を意味する法的責任、経済的価値の創出を意味する経済的責任、法律の規定がなくとも倫理的行動を行うことを意味する倫理的責任、社会貢献活動を行うことを意味する社会貢献責任から成ると見る複合的な分ける考え方が影響している。さらに、古くは、「企業の目的は顧客の創造である」というピーター・ドラッカー、最近では、戦略的 CSR を提唱しているマイケル・ポーター、戦略的社会貢献を提唱しているフィリップ・コトラーのような米国の経営学者の考えが広く日本の経営者に支持されている。日本の経営者や企業家の中には、企業活動を単に経済的利益を追求する活動としてとらえるのではなく、事業活動の利害関係者への影響などを意識し、社会に有用な財貨やサービスを提供するという事業活動そのものを社会への貢献や CSR としてとらえ、CSR を競争力や持続可能性に不可欠なものとして位置づけるものがあるのである。それでは、次に、どのような CSR に関して取り組みが実際に行われているかを見ていく。

2. CSR への取り組みの契機

1990 年代初頭から、大企業の不祥事の相次ぐ発覚や地球環境問題の深刻化に伴い、企業倫理の確立や環境管理の実践といった、CSR への取り組みが行われている。1991 年、日本の有力な財界の一つである日本経済団体連合会は、「企業行動憲章」を公表し、参加企業に対して、企業倫理の確立を求めている。その後、「企業行動憲章」は、企業不祥事の発覚が絶えることがなかったために、改正が重ねられることになるが、1996 年の「企業行動憲章」の改定では、アクションプランが例示され、経営トップによる問題解決、原因究明、再発防止が企業に対して求められるようになる。その後、一部の日本企業は、企業倫理担当常設機関の設置、企業行動規範等の制定・遵守、倫理教育・訓練体系の設定・実施、内部告発の事前吸収と問題解決の保証、制度の定期的点検と改善を行うようになっていく。

これは、企業倫理の制度化と呼ばれる手法である。米国において、1991 年に公表された「連邦量刑ガイドライン」は、「法令遵守の基準と手続きを規定していること」「上層部が法令遵守について監督していること」「教育研修などで周知徹底を図ること」「モニタリングや監査を行い、報復の危険のない報告システムを構築すること」などにより、問題を起こした企業の量刑を裁判所が決定するものであるが、これを契機に、米国企業では企業倫理の制度が進展することになった。日本においては、こうした量刑の判断が企業倫理の制度化の進展度合いによりなされることはないが、米国の状況が伝えられることにより、日本企業においても同様の取り組みが行われるようになっていく。

さらに、1999 年に、当時の金融監督庁が銀行に対して金融検査マニュアルを公表して以降、銀行以外の金融機関に対しても、同様の金融検査マニュアルを公表して、法令遵守体制の確立を求めている。そこでは、法令遵守に関する基本方針の存在、法令遵守マニュアルの策定、法令遵守に対する研修などが金融機関に求められていたのである。また、1999

年には、麗澤大学企業倫理研究センターが、ECS2000 と呼ばれる、倫理法令遵守マネジメント・システム規格を公表する。それは、経営層による倫理法令遵守の基本方針策定、倫理綱領・実施計画の作成などを行う計画段階、担当部門の設置、教育と訓練、緊急事態への対応などを行う実施と運用の段階、倫理綱領などの遵守状況に関するモニタリング、報告などを行う監査の段階、倫理綱領などの改訂、大幅な是正、システムの見直しなどを行う経営層による見直しの段階から成る、PDCA サイクルにより、倫理法令遵守を組織に定着させるものである。こうしたことに促され、日本企業に企業倫理の制度化や法令遵守体制の整備が進展したのである。

地球環境問題に対しても、日本経済団体連合会は、1991年に経団連地球環境憲章を公表し、また、経済同友会を「地球温暖化問題への取り組み」を公表して、企業に地球環境問題への取り組みを促している。1996年に、環境管理に関する国際規格である、ISO14000 シリーズの規格が発行されると、日本企業の多くがこの認証を取得し、現在、約4万社がその認証を取得するまでになっている。ISO14000がPDCAサイクルで環境管理に取り組むことを企業に求めているため、その後、「環境報告書」あるいは「サステナビリティ報告書」として、環境管理の面での実績を公表する動きも始まることになる。また、1997年より日本経済新聞社が「環境経営度調査」を行い、初めての環境面の取り組みに関する格付けとして評価されている。政府も、1995年に環境基本法を制定して、環境保全に関する基本理念を示し、さらに、1997年に容器包装リサイクル法を制定して、循環型社会への移行を促すことになった。2000年から2001年にかけて、建設リサイクル法、家電リサイクル法、グリーン購入法、食品リサイクル法が相次いで制定され、中にでもグリーン調達法は、政府や地方自治体等がリサイクル品等の調達を推進することを促している。

リコーなどは、環境経営を掲げ、環境保護と企業経営の両立を図っている。製品のライフサイクルアセスメントを実施して、製品の製造・販売・利用・廃棄までの流れを考えて環境負荷の少ない調達、製造方法、設計を導入し、ゼロ・エミッション工場の下で、事業所ごとにISO14001の認証を受け、環境報告書やサステナビリティ報告書を作成・公表している。さらに、取引先を含む、サプライチェーン全体に環境管理を求めることになり、中小規模の企業を含めて、ISO14001の認証が拡大することになった。環境報告書の作成に当たっては、GRI (Global Reporting Initiative) の作成した、環境報告書の作成において世界的に広く利用されている、持続可能性報告のガイドラインが多くの企業において参照されている。

また、1999年1月、WEF (World Economic Forum) において、当時のアナン国連事務総長がUNGC (United Nations Global Compact) を公表すると、2001年にキックマンが参加して以降、130あまりの企業及び組織が参加している。UNGCの目的は、世界中で行われている事業活動に「人権」「労働基準」「環境」「腐敗防止」から成る10原則を組み入れること、国連の目標を支持する行動に対して触媒の役目をするることである。UNGCは、文字通り、グローバルに活動する企業に対して、法的には、原則に掲げられている事柄や

規定されていない地域においても、その遵守を求めると同時に、環境問題がそうであるように、先進諸国においても、企業に継続的に取り組むことを求めている。そのために、国際機関とともに、地域の参加組織がローカル・ネットワークを形成し、UNGC に取り組むことが行われている。2003年に、UNGCのローカル・ネットワークとして、GC ジャパン・ネットワークがUNGCの推進を支援するために組織され、2008年には、UNGCへの参加企業の経営者が主導する形態に改編されている。

3. 近年のCSRの展開

近年においても、企業倫理、地球環境問題、途上国における社会貢献活動などを中心に、日本企業は、積極的にCSRに取り組んでいる。日本経済団体連合会も、引き続き「企業行動憲章」を改正し、2002年の改正では、国内外の法律・国際ルールおよびその精神を遵守すること、消費者・ユーザーの信頼を得ること、企業倫理の徹底を参加企業に呼び掛けている。さらに、2004年の改定において、サステナビリティ、人権尊重、利害関係者とのコミュニケーション、サプライチェーン・マネジメントにおける適正な取引が明記されるようになる。日本経済団体連合会は、企業倫理の取り組みについて、継続的にアンケート調査を行っているが、「企業倫理委員会を設置している」と回答した企業は、2003年の調査の50.4%から、2008年の調査では、83.3%になっている。また、「企業倫理・企業行動指針を策定している」と回答した企業は、79.1%から97.8%に、「管理職研修の際に取り上げる」と回答した企業は、65.4%から91.9%に、「相談窓口を設置している」と回答した企業は、51.2%から96.6%に、それぞれ増加している。

経済同友会は、2007年に「CSRイノベーション-事業活動を通じたCSRによる新たな価値創造-日本企業のグッド・プラクティス2007」を公表し、CSRにより事業活動も変革し、それが企業の競争力を高め、社会を発展・成長させることができるとしている。さらに、「価値創造型CSRによる社会変革-社会からの信頼と社会的課題に応えるCSRへ-」を公表し、CSR概念を価値創造につなげるように変革することを提唱する。経済同友会は、CSRを通じて、企業が社会からの要請と期待に対する感受性を磨き、社会的課題と自社の事業活動との関連性を発見することにより、信頼の回復と価値創造を目指している。

政府は、2004年に公益通報者保護法を制定し、企業などの組織に公益を損なうことに関わる情報を通報させる体制を整備させる。また、2006年には、金融商品取引法を制定し、株式公開している会社に対して、内部統制の監査とその公表を求め、内部統制の柱として、コーポレート・ガバナンス、法令遵守、リスクマネジメント、CSRの確立を求めている。環境保護の側面についても、政府が、2005年に温室効果ガスを削減するために、「チーム・マイナス6%」と題する国民的運動を展開する。多くの企業がこれに参加し、「冷房の温度は28℃、暖房の温度は20℃を数値目標とすること」「節水・節電」「エコ製品の使用」「過剰包装防止」などに取り組むようになっている。この運動は、2009年に国連気候変動首脳会合で2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減することを表明したことを受け、

「チャレンジ 25 キャンペーン」となり、多くの企業が参加している。このように、近年においても、政府により企業倫理や CSR への取り組みが促されているのである。

イオン・グループやソニーのように、「CSR 調達」を掲げ、サプライヤーから資材を調達する取引行為において、企業が法令を遵守し、調達方針にもとづき、利害関係者としてのサプライヤーと健全なビジネスパートナーシップを形成・維持し、サプライヤーの製造工程において人権・労働・環境面などの CSR が実現されるよう、必要な支援を行っている。ソニーは、2005 年に「法令遵守」「労働」「安全衛生」「環境保全」「管理の仕組み」「倫理的経営」から成る「ソニーサプライヤー行動規範」を制定し、行動規範に対する重大な違反が確認された場合などは、取引関係を見直すことを基本方針としている。さらには、中東におけるマイクロファイナンスを支援したり、グラミン銀行と合弁会社設立したりする、ユニクロのような日本企業もあり、一部の日本企業は、国際的に CSR 関連の活動を展開している。また、CSR への取り組みは、グリーン調達のように政府や取引先などの利害関係者により促されるが、CSR への取り組みを評価して投資を行う、SRI (Socially Responsible Investment) についても、当時の日興証券により最初の SRI ファンドが作られた 1999 年以降、大幅に増加し、公募型 SRI 投資信託の 2009 年 9 月時点の残高は 5200 億円になっている。

今日の日本においては、企業の CSR を促す仕組みが整備され、また、その活動についても公開されるようになり、その活動を評価して取引や投資を決めることが行われるようになってきている。

4. ISO26000 への対応

ISO では、2002 年より企業の社会的責任に関する規格化の検討が始まり、2005 年からは、政府、産業界、労働界、消費者団体、NGO、専門家という利害関係者の参加により企業を含む組織一般の社会的責任に関する規格としての作成作業が始まる。企業倫理の確立や CSR の促進に積極的である日本経済団体連合会は、当初、CSR への政府への関与やその規格に対して一貫して反対を表明する立場をとり、ISO による CSR に関する規格化についても反対の姿勢を示していた。しかしながら、その後、日本経済団体連合会は、国際状況を考慮しその作成を支持するように姿勢を転換し、参加企業やその経営者の考えを規格に反映させようとして、規格作成過程に参加している。そこで、日本経済団体連合会は、参加企業に対して ISO26000 に関する意見交換やアンケートを実施し、参加企業の考えを ISO26000 へ反映させようとしたのである。また、2010 年の企業行動憲章の改定は、ISO26000 の発行を想定して行われ、機関紙である「日本経団連タイムス」においても ISO26000 の内容について詳細に紹介している。

ISO26000 の作成作業において、日本の窓口は、国内外における各種規格の作成に関わってきた日本規格協会の ISO/SR 委員会となり、その構成は政府、労働界、産業界、NPO/NGO、消費者の各代表から成り、国内委員会の総数は 44 名であり、日本経済団体連合会の他、日

本労働組合総連合会や日本消費者協会などからも参加している。ただし、日本において、アムネスティ・インターナショナルのような NPO/NGO は十分に発展していないため、それらの影響については必ずしも大きくはない。その作成の過程で、ISO26000 は、第三者認証を求めない参照規格となったが、これは産業界の要請に沿ったものである。ISO14000 の場合でもそうであるが、第三者認証にはその認証のために多額の費用が発生し、認証を受けようとする企業などの組織に新たな負担を強いることになるからである。

ISO26000 の社会的責任の原則では、「説明責任」「透明性」「倫理的な行動」「利害関係者の利害の尊重」「法の支配の尊重」「国際行動規範の尊重」「人権の尊重」が挙げられ、社会的責任の中核主題として、「組織統治」「人権」「労働慣行」「環境」「公正な事業慣行」「消費者に関係する課題」「コミュニティの参画とその開発」が挙げられている。これらは、日本の産業界ばかりでなく労働界、消費者の意向に沿うものであり、UNGC や OECD 多国籍企業ガイドラインなどのこれまでにある CSR に関する原則等とも合致するものである。そのため、日本企業にとっては、利用しやすいものとなっていると言える。

5. おわりに

日本の企業社会においては、CSR、社会に対する責任についての関心はその草創期から存在している。2003 年に「CSR ブーム」と呼ばれるまで、それへの関心が高まったが、それはブームとして終わることなく、多くの日本企業において、その事業活動の一部として CSR への取り組みが行われ、CSR 報告書としてその活動が紹介されている。東京証券取引所においても、2006 年にコーポレート・ガバナンスに関する情報の開示を上場企業に求め、その中には、「ステークホルダーの立場の尊重に関する取り組み」の項目があり、多くの上場企業が CSR に関する活動をこの項目の中で言及している。

CSR や環境管理担当者向けの ISO26000 に関するセミナーが開催され、『日経エコロジー』などの経済誌もこれを紹介するなど、日本の産業界における関心は高まっている。こうした状況は、企業倫理の制度化や法令遵守の体制づくりや ISO14000 の発行の際にも見られたものであり、また、CSR 報告書の作成において、多くの日本企業が GRI を参照しているように、ISO26000 が発行すれば、多くの日本企業がこれを参照規格として利用することになる。日本経済団体連合会も、その「企業行動憲章」を ISO26000 の発行に合わせて改正し、その利用を参加企業に促していると言える。今後、個別の企業において、外国企業との取引を含め、取引の際に ISO26000 の参照の有無により取引を決める動きが生じたり、政府がグリーン調達法のように、政府等との取引について、ISO26000 の参照を求めたりすれば、より多くの日本企業がこれを利用することになるだろう。